

「行為の意図と自由意志」

千葉大学大学院 社会文化科学研究科 壁谷 彰慶

0 はじめに

ある行為に関する責任を、ある個人（もしくは複数の人々¹）に追求する際、二つの事柄が関与している。一つは、結果として生じた行為を生起せしめた際の行為者の因果的効力の問題であり、もう一つは、その行為に関して彼が抱く（抱いた）意図の問題である。前者に関わるのは主に三人称的な行為記述という行為の個別化であるのに対し、後者はその個別化に行為者自身の一人称的特権がどこまで反映されるのかに関わっている²。そして行為の説明は、こうした二つの事柄のいずれに重きを置くかによって、二つの仕方があることになる。すなわち、因果的説明と理由による説明（非因果的説明）との二つである。分析哲学的行為論において、前者の嚆矢とされるのはデイヴィッドソン（Davidson）の行為理論であり、他方、非因果的説明の主唱者はアンスコム（Anscombe）とされる。

分析哲学的行為論において主流なのは、因果的説明である³。だが、行為の個別化は常に客観的な仕方ではなされるとは限らず、むしろ主観的な判断によって決定される場合の方が頻繁である。それゆえ理由による説明は依然必要であり、それゆえその説明の理論も構築すべきである。

そこで本研究は、行為者性の帰属の際に、行為の自己知が担う効力を考察することを目的とする。現段階ではいまだ自身の結論は提示できない状況であるが、考察の手がかりを与えるものとして、主に二つのものを据えている。アンスコムの *Intention* における議論と、通常「自由意志論」という領野に区分される、いくつかの議論である⁴。本稿は後者の自由意志論に焦点を絞り、一連の議論を整理したものである。

1 自由意志論の概要⁵

自由意志を巡る論争は哲学史上古くから見られるものだが、その対立の基本的な構図は現代においても窺えるものである。すなわち、決定論（determinism）と非決定論（indeterminism）・自由主義（liberalism）との二つの立場の対立、もしくはそれら二つの立場を両立可能性を巡る対立（両立可能論か両立不可能論か）である。だが、こうした基本的な図式は維持されつつも、現代に至るまで共通した見解に到達し

¹ 複数の人物を行為者として見出せる場合を扱うのが、共同行為論である。だがその議論も、単独行為論に関して本文で陳述したのと並行的な問題構造を見ることができる。すなわち、共同行為論においても意図の問題と因果的効力の問題の二つがあり、さらに前者を主題的に扱う視点が欠如しているように思われる。

² 分析哲学的行為論において、この二つの区別は様々な形で繰り返されている。たとえば後に述べる、ネーゲルの「外的視点／内的視点」という区別、デネットの「機械論的スタンス／志向的・対人的スタンス」の区別、P.ストローソンの「客観的態度／参加的態度」の区別などである。

³ とはいえ、まったく理由による説明を排除しようとするわけでもない。ここで言われるのは、端的に因果的説明の本質性のみであり、理由による説明をこれとは別に不要であるとはまでは言っていない。こうした傾向は、心の哲学において心身問題が、すなわち心的因果性の可否が係争問題であることに起因していると思われる。

⁴ 自由意志論は行為論とは独立の一領域を形成しており、その中でも上述の問題の二区分は見つけられる。つまり自由の問題を、因果性の問題と受け取るか、それ以上のものとして受け取るのか、二つの理解が可能なのである。とはいえ本研究にとって大切なのは、行為論における理由による説明の手がかりを見つけることである。それゆえ自由意志論も、因果性を主題的に扱う議論はあらかじめ捨象して考えることにしたい。

⁵ 自由意志論に関する以下の概要は、L.W.Ekstrom, "Introduction" (in *Agency and Responsibility*)、宗像恵「自由意志論」

ていないのは、問題の不明瞭性や多義性に起因していると思われる。そこで以下では、現代哲学における主な自由意志論を、その主題が自由の概念か意志の概念かによって整理することにしたい。

2 自由の概念を巡って（意志の自由と行為の自由）

「自由意志」の問題は、単なる行為の自由から区別される。焦点が当てられるのは、行為が自由に為されたか否かだけでなく、主体がその行為の際に抱いた意志が自由に形成されたか否かでもある。問題を前者と捉えた場合、さらに意志の自由との対立項を、決定論とするか機械論とするのかで、議論は二分される。すなわち相違は、意志の自由の問題を＜自由意志による選択可能性 v s 自然科学的因果的必然性＞という対立において見るのか、行為の説明に関して＜人間の行為についての目的論的・志向的説明 v s 機械論の説明＞という対立において見るのかにある。

また、後者の問題、すなわち意志の形成の自由の問題に焦点を当てた場合には、意志の自由を、伝統的な意味での「任意性の自由」（liberty of indifference）か自発性の自由（liberty of spontaneity）をいずれと理解するのかに関与することになる。

2-1 自由意志擁護論

まず、自由意志を擁護する立場を整理しておきたい。これは三つに大別される。

一つは、単純な非決定論である。これは、自由な行為者は行為者と自由な行為との間に因果関係を要請しないとするものである。ジネット（Ginet）は、理由は、先行する欲求／意図と行為との間の内容の類似性によって行為を説明するものであり、その説明はその行為と随伴している意図の相互指示的（referential）関係に直接従うものだとする。その説明において自由意志は容認される。

二つめは、因果的な非決定論といわれるものである。これは、行為者は、理由は介するが、決定論的ではない仕方で、自由な行為を惹起する、というものである。これは後にあげるチザム（Chisolm）の行為者因果説があげられる。その議論では、まず因果性を分析し、その上で十分な因果的条件がないような行為の説明において、いかにして＜理由＞が十分条件を与えるかを示すものである。この立場には、ノージック（Nozick）も含めることができる。彼は、選択を相対的に様々な行為の理由に重み付けを与えるプロセスと理解し直し、ランダム性を指摘する批判に対して、複数の選択肢のうち、重要な選択肢は、ある特性の順序づけのパターン・図式に自己包括 self-subsume できるとする。ケーン（Kane）は、初期においては、決定の際に、熟慮における選択肢の拮抗こそが自己であるとの論を支持したが、現在は選択の二側面性を強調する立場に切り替えている。すなわち＜認知的 cognitive＞側面（他の選択肢に勝って行為Aをしたいという理由が存在すること）と、＜意志的 volitional＞側面（端的にAを選択すること）である。これら二つの側面は相互に説明的とされる。

三つめの自由意志擁護論は、行為者理論というものである。これは、出来事因果に還元不可能な特殊な行為者因果を認めるものである。ロウ（Rowe）は、T.リード（T.Reid）の行為者因果説の検討を主軸に考察を行う。それは、行為者は自由な行為において無限の選択肢に関与するべきであるとする説である。またオ'Connor（O'Connor）は、出来事因果を認めた上で、いかに行為者因果の特殊性を理解するかとの問いに対して、行為者説に対する批判と折り合いの付くかたちで、理由による説明を提示する。

などを大方参考にしている。

R.クラーク (R.Clarke) は、オコーナーと同様に、出来事因果を認めた上で、行為者因果を採用する。つまり、行為者は選択を、あらかじめ原因として可能とされる選択肢の中から行うので、行為者が行為を惹起することと、彼の理由が非決定的にそれを惹起することとは両立すると考えるのである。

2-2 決定論と自由意志

そこで、自由意志の対立項を「決定論」とした場合を考える。すなわち、決定論が正しければ人の行為は全て過去の事態と自然法則によって因果的に決定されていることになるが、自由意志を認める限り、少なくとも時々人は<他の仕方でも行為しえた>ことが必要となる。したがって素朴に考えれば、これら二つの立場は相容れない。

そこで、こうした両立不可能論 (Incompatibilism) をとりつつ、自由意志を強く主張するのが、ヴァン・インヴァーゲンである。彼の議論は様相概念を用いた「帰結論証」と呼ばれるものである。それは、因果関係には訴えず、自然法則や過去の世界の状態という概念を使用して、次のように行われる。もし決定論が真ならば、自然法則と過去の世界の状態の連言は私の行為を含意する。もしも私が他の仕方でも行為しえたとなると、私は自然法則と世界の状態との連言を偽としたことになる。ところが私は自然法則について、これを偽とする (=変更する) ことはできない。したがって私は他の仕方では行為しえなかったことになる。だが、われわれは自由意志を認めているゆえ、決定論は誤りである、と。

こうしたヴァン・インヴァーゲンの議論に対して、批判が提出される。たとえば「自然法則や過去の世界の状態を変ええた」の意味の曖昧性を指摘するものや、決定論から帰結するのは、単に、「自然法則と過去の世界の状態との連言で表される命題の集合が、他の仕方で行った世界と行為しえなかった世界とで異なる」ということだけではないか、という批判である。

また、両立不可能論をとりつつも、自由意志を批判し強く決定論を主張する立場がある。たとえば G・ストローソン (G.Strawson) の議論がそれであり、先のヴァン・インヴァーゲンの立場に真っ向から対立する。G・ストローソンの議論の論点は、無限個の選択を許容するような自由意志の不可能性を指摘することにある。その議論は次のようなものである。(前提1) 行為の仕方はその時点での特性と心的状態によって決定される：(前提2) ある時点 t での行為を自己決定するならば、その行為に具現化されている性質を持つようにすでに選択していたはずである：(前提3) しかし、これは時点 t における状態を一意的に決定するような原則を必要とする：(結論) それゆえ前提2での選択が自己決定的であるには、それが基づく選択の原理をすでに採用していることが必要となる。それゆえ彼は自由意志は不可能であるとするのである。

他方、自由意志と決定論を何らかの仕方で修正することで折り合いをつけようとするのが、両立可能論 (Compatibilism) である。たとえばムーアは「条件法分析論証」と呼ばれる説明を与える。それは、自由意志の概念が含意する「他の仕方で行った」ということを、「もしも人が他の仕方で行うことを選択したならば、人は他の仕方で行ったであろう」という条件文の形で理解することを提案するものである。この解釈をとれば、意志の自由は決定論とは矛盾しない。だが、これはしばしば指摘されるように、表面的な解決に過ぎず、問題を先送りしただけにすぎない。というのは、ムーアのこの条件文が当初の「他の仕方になしえた」という文と等しくなるのは、すでに「人が他の仕方で行うことを選択しえた」という事態が成立するときに限られており、これは決定論と矛盾しているからである。

別の両立可能論者の論客として、「因果的必然化」の意味分析を提示するエアーがあげられる。彼に

よれば、因果作用をヒュームのように、＜二つの出来事の集合間に不変の併記が存在すること＞とすれば、因果作用は強制や拘束を意味しない。ある自然法則の下に包摂されるという意味で行為者の行動が説明されるという事実からは、行為者が強制・拘束の下で行為しているということは帰結しないのである。

またダブル (Double) は決定論を採用し、自由意志を容認する代わりに「合理的説明の原理」と言う原理を提示している。それは、「人の推論過程 R を引証することが選択 C を合理的に説明するならば、そのとき R の下での C の確率が R の下での not-C の確率よりも高い」という原理である。これによって人間の行為を因果関係とは別の仕方の説明する余地を確保するのである。

2-3 機械論と自由意志

自由意志を巡って、決定論と非決定論の対立とは別に、人間の行為の説明に関して、志向的説明と機械論の説明のいずれをとるかという対立において問題が見られることもある。そこで、自由意志の対立項として決定論ではなく機械論をあげる立場がある。それは、現在の微視的世界に関する量子力学的自然像は確率論的であり、必ずしも決定論を含意せず、意志の自由にとって決定論の可否は本質的な問題ではないと考えられるからでもある。

たとえばマルコム (Malcom) は機械論と自由意志の対立に問題を見てとるが、人間の行為に包括的な説明を与えるような機械論は、そもそも思考不可能であると言う。人間の心的現象について物理学的な説明を与える包括的な神経生理学的立場を想定する。この立場は心身問題に関する消去的唯物論に等しく、目的論的・志向的説明とは両立不可能である。だがマルコムによれば、「機械論は真である」という言明自体は意図的な行為であるから、この両立不可能性ゆえにこうした包括論的機械論は思考不可能である。つまり彼は、言明行為の生起と言明内容との不整合性を指摘するのである。

これに対し、デネットは「スタンス stance」(態度・構え)の概念を導入することにより、説明的な両立可能論を唱える。すなわち、機械論の説明と目的論の説明との差異は、事物の振る舞いを予測・説明する際のスタンスの違いに過ぎないのである。そのスタンスは次の四つが整理される。(i) 設計的スタンス：機械の設計図から機械の次の動作を予測する際にとられる；必ずしも機械や自然的事物の内部状態を顧慮することなくそれらの機能を予測する。(ii) 物理的スタンス：機械の故障・病気の原因追及などの際に、対象の内部状態を自然法則と照合させて考察する際にとられる。(iii) 志向的スタンス：対象の振る舞いについて、対象に想定される合理性 (rationality) に即して予測がなされる際にとられる。(iv) 対人的 (personal) スタンス：相手との道徳的コミットメントが関与する。

このうち、先の二つ (i)・(ii) は機械論的スタンスであり、後の二つ (iii)・(iv) は志向的・目的論的スタンスと言われる。デネットの指摘は、これら二つの間に両立不可能性を見ないことにある。これらいずれのスタンスを採用するかは、プラグマティックに決着される事柄だと言うのである。

2-4 自由意志と制御可能性

さらにデネット (Dennett) は、決定論と自由・責任の概念の両立可能論を主張するために、意志の自由を選択の任意性として理解することをやめ、「制御」(control)や「考量」(deliberation)といった概念に訴え、「自発性の自由」として捉えなおすようにうながす。決定論によれば、過去が単一な未来を決定することになり、意志の自由に必要な選択の可能性は排除されるように思える。そこでデネットは、人間の認識が有限的であることに着目する。機械論的システムとしては人間の合理性は不完全であり、

人間は時間の中で制限され、情報の収集・区分・分析を一定限度で打ち切ったうえで、適宜環境に対応していかななくてはならない。デネットは、自由の余地を選択の可能性の広がりを見るのである。考量に必要な自由の余地は、認識的可能性によって与えられる。運命論的世界では全ては不可避免的に生じる。決定論的世界では、われわれの考量は未来に差異をもたらす有効な考量でありうる。自由の余地は、事前に予期された世界の軌跡（われわれが想定した世界のあり方）と、現実には生じた世界の軌跡（実際にそうなった世界のあり方）との、暗黙の比較のうちにあるとされる。また、自発性の自由として意志の自由を理解すれば、「他の仕方で行為しえたときにのみ自由に行為し、ゆえに責任を帰属しうる」と考えるのは誤りとなる。それ以外の場合でも人は自らの行為に対して帰責が可能となるのである。

3 意志の概念を巡って

近代における対立と基本的には同じ対立は、現代の自由意志論においても存続している。それは、心身二元論に基き、意志を身体とは独立な精神の機能とする、デカルト的な立場と、唯物論に立ち、考量の末の行為に直結する欲望の別称にすぎないとするホッブズの立場である。現代においては、前者の側には行為者因果説を提唱するチザムが、後者の側には二階の意志作用という概念を導入するフランクファートがいる。デカルト的二元論のもとでは、意志は身体機能と独立な精神の絶対的能力とされる。自然科学と両立可能な説明を試みるホッブズは、これを極論と捉え、人間の理性的な実践的推論を行為に直結する、欲望の機械的な置き換えとして説明する。だが、この説明の難点は、欲望の交代を遂行するものが欲望間の力学的機制に過ぎなければ、意志決定する主体が消失してしまうことにある。

3-1 チザム : agent-causation

チザム (Chisolm) は行為者因果説を導入する目的は、意志の自由に関するジレンマを克服することだけにあるのではない。彼は、意志の自由・行為の責任は決定論と両立不可能なだけではないと考える。つまり、行為が偶然的なものであれば、帰責さえ不可能であるため、非決定論とも両立不可能なのである。そこで、決定論か非決定論のいずれの立場に与するかに関わらず、世界内の出来事間の因果関係（＜超越的な＞因果関係）に還元できないような、＜内在的な＞因果関係が必要とされるのである。ここでわれわれは、「第一の不動の動者」という性質を持つことになる。この因果関係は、法則的一般化は不可能な関係である。

もちろん、この「内在的な因果関係」の不明瞭性を指摘する批判は想定される。だが、チザムはこうした批判を、批判者に投げ返すことによって応答する。つまり、通常の因果関係自体が不明瞭性をはらんでおり、むしろわれわれはそれら因果関係の概念一般を、自らが行為者としてのもつ因果的効力を理解することによって把握していると言うのである。そしてこの特殊な因果関係を前提することにより、自分に責任のあるわれわれの行為は欲望によって因果的に決定されていない。

だが、このチザム説はデカルト説の難点を継承しているという指摘もある。デカルトが意志の自由の自明性を前提し、そこから議論を構築したのと同じく、チザムの説も内的確信の表明にとどまるものとも言えるのである。

3-2 フランクファート : 二階の意志作用 volition

ホッブズ説の難点は、実践的推論を含む考量を、表象を伴う一連の欲望の機械的な交代とするために、

彼の理性には重要な役割は認められず、自己や意志の自由などといった概念が説明から排除されてしまうことにある。

そこでフランクファート (Frankfurt) は、理性や自己は意志の決定に際し、通常欲望そのものの評価に関わるという事実を訴え、この難点を乗り越える。具体的には、二階の意志作用に着目するのである。その二階の意志作用とは、次のように説明される。

ホブズ同様、「意志＝行為に導く＜有効な＞欲望」と規定したうえで、さらに「二階の欲望の形成に現れる反省的自己評価の能力」とする。「Xすることを欲求する」を一階の欲望と呼ぶとすれば、二階の欲望とは、「Xすることを欲求することを欲求する」というものとなる。これとは別に、「二階の意志作用(volition)」なるものが説明される。それは、ある一階の欲望が自分の意志(＝有効な欲望)であることを望む、二階の欲望である。そしてこの二階の意志作用の有無が、人間と動物の決定的相違となる。二階の意志作用の形成を通して、人は欲望の望ましさについて反省し、単なる欲望の度合いではなく、何が有効な欲望であるべきかを考え、相反する一階の欲望のうちの一つと自身を同化する。意志決定の主体としての自己は、二階の意志作用の形成過程において出現するのである。

そしてホブズ的な意味での理性は持つが、フランクファートの言う二階の意志作用を欠いた存在者は、「放逸者 wanton」と呼ばれる。放逸者には行為の自由は認められるが、意志の自由は認められない。というのは、意志の自由とは自らの意志と自らの二階の意志作用を一致させることだと最定式するからである。それゆえ、放逸者には意志の自由を認めることができず、また彼に対して責任を問うこともできない。逆に言えば、二階の意志作用が存在する限り、意志の自由を喪失していても自己の責任は問われうることになる(e.g.自らの状態を不本意なものとせず、積極的に受け入れている薬物中毒患者)。

こうしたフランクファートの説明に対してなされる批判は、たとえば二階の意志作用もまた欲望であるゆえに、二階の意志作用自体について放逸者である可能性はありえないのか、というものである。また、洗脳や強化などの具体的な現実の事例との関わりから、フランクファートの言う「反省的自己評価の能力」の及ぶ範囲や、その機能が毀損され正常に機能しない場合とはいかなる場合かといったことが問題となる。

3-3 テイラー：根底的評価

意志の概念を巡る議論の最後のものとして、テイラー (Taylor) の「根底的評価」の説を見る。彼の「評価」とは、(自立的な対象の記述ではなく、何が重要であるのかに関するわれわれの感覚の分節化、である。つまり分節化とは、感覚に形を与えることであり、必然的にその対象の変化を伴うものである。そしてわれわれの抱く中でもっとも深い評価が、もっとも分節化されておらず、幻想や欺瞞に陥りやすい。彼によれば、われわれの自己同一性に本質的な評価こそが重要な事柄なのであり、この根底的評価から強い意味での自己決意が生じる。そしてこうした自己に対する責任、すなわち根底的評価に対する責任こそが、人格の概念にとって本質的なものなのである。

したがって反省的自己評価は、自己の価値の創造に加え、自己自身の創造という能力も担っている。この反省の覆いうる範囲に関して人の深さや浅薄さを測る。だが、そうだとすると、この反省の障害が克服できないような場合、たとえば洗脳や教化といった場合の理解が問題となる。

こうした場合の理解に対しては、デネットが解答を与えている。信念とは本質的に、他の信念・欲望・意図との適合性に基づいて行為者が是認したものである。それゆえ、反省の能力が毀損されない限り、道徳的ジレンマにおける決断・信念の受容・根底的評価などに関して、責任は帰属されうる。たとえば

ある信念が催眠術や洗脳、薬物などによって植えつけられたのだが、行為者が自身の他の信念との適合性を検討せずに性急な行動を犯した場合、その行為者に、その振る舞いに対して帰責してよい。他方、彼が反省能力を喪失している際（植えつけられた信念が信念体系全体を攪乱したり検討機能を損傷したために他の信念との適合性の検討が不可能になったとき）には、責任は罷免されるのである。

4 道徳的責任と道徳的運

4-1 ネーゲル：道徳的運

ネーゲル (Nagel) は、帰責に際して、道徳的運の重要性を指摘する。確かに決定論の是非に関わらず、われわれが自発的に選択しうような、われわれの制御内における事柄については、帰責が可能である。だが、制御の範囲を超えた事柄に関してもわれわれは帰責する。その際の責任帰属の成否は、運・不運に関わるのである。

ネーゲルは、道徳的運を次の四つに分類する：（１）行為の原因に関する運、（２）行為の結果に関する運、（３）素質的 (constitutive) 運、（４）状況に関する運、である。（１）は究極的には意志の原因に関する運であり、決定論の問題に帰着される。（２）はたとえば、ブレーキ点検を怠った運転者が幼児を轢いた場合である。責任の度合いは、怠慢の点ではなく、幼児が通りかかったか否かという彼の制御外の事柄に左右されることになる。（３）は自らの気質・性格といった、本人の自由にならない事柄についての運である。（４）は直面する状況についての運である¹。

これら道徳的運の問題とは、人間に対する二つの見方の相違に関わるものとされる。つまり、行為を出来事、人を事物とみなす「外的見地」と、自分と他人を行為者とみなすような「内的見地」とである。あらゆる行為が決定論的もしくは機械論的に説明可能であるならば、われわれの他者に対する態度は変化する。道徳的責任の問題は対人関係全般の基底に関わる問題であり、事実われわれは他者を「ひと」として、自由意志を持つものとして把握している。人の責任を問題にする際には、自らに対してとる内的見地を他者に拡張しているのである。ゆえにネーゲル自身の議論は、他者に対して可能な二つの態度と、それらがわれわれの道徳的生に対して持つ意義を考えさせるものである。ネーゲル自身は二つの見地に内実を与えるような特徴づけをしていないが、デネットやP.ストローソンも、同様の区別を提示している。

デネットのそれは、先に述べたスタンスの違い、すなわち「機械論的スタンス」と「志向的・対人的スタンス」の区別である。彼はスタンスの選択は決断・感情に関わるものではあるが、その選択の成否は実際の有効性によってプラグマティックに決定されるとする。

他方 P.ストローソン (P.Strawson) もまた、「客観的態度」と「参加的態度」という同様の区別を提唱するが、その扱いに関してデネットとは立場を異にする。つまりスタンスの選択に対し道具主義的な立場をとるデネットに対し、彼は参加的態度の本源性を主張するのである。それは、われわれの感情との関わりにおいて説明される。ひとまずP.ストローソンの二つの態度を確認しておけば、「参加的態度」とは、相互人格的な人間関係への参加の態度であり、他者を道徳的共同体の一員として見る態度である。

¹ デネットによれば、「素質的運」に関しては結局は平均化するので、不公平は生じない。「状況的運に関してはわれわれは責任を持たない」とのテイラーの説に対し、道徳的発達とは長期的な過程であり、最初の運の相違やその後の運の多様性が平均化していく中で、われわれは考量や自己制御の技能を発達させ、自己改善に習熟することができる。そして幸運な成功と不運な失敗との間にわれわれに依拠する技能のための自由の余地が生じる。

そして「客観的態度」とは、他者を管理・処置・治療・訓練されるべきものとして、社会政策や処理の対象として見る態度である。われわれがこれら二つの態度を移行するには、感情の変化を伴う必要がある。決定論を受容しても、参加的態度に特有な感情（e.g. 憤り *resentment*）の抑止を促す考慮にはなりえず、客観的態度にも感情（嫌悪・恐怖）は伴いうる。しかし、参加的態度に特有の対人的な人間的反応としての感情（憤り・許し・感謝・愛）とは同一ではない。その意味で、スタンスの選択は感情的变化を要求するのである。そしてわれわれの人間的生の根底にあるのは、参加的態度における相互人格的関与への人間的なコミットメントである。ややもするとデネットのように社会的な効用の点からスタンスの違いの説明を与えるのは、プラグマティックに道徳について語ることになる。これに対し P. ストロークソンは、「参加的態度」や「道徳的生」、そして人間的な生の本質的部分を成す態度や感情の網の目は、更なる正当化を必要としない、われわれの所与として理解するのである。

この批判に対しては、デネットの側には、弁護する議論がまだある。それは、先にも述べた人間の合理性の有限性に関する議論である。われわれにはつねに誤りを犯す傾向があるものの、人間の知性はすべてを考慮する余裕はなく、冒険して情報収集・分析をある限度で打ち切ることにより、有限な視点を構成するのであった。それゆえその際の轢かれる「線引き」は、恣意的になされるのである。われわれは人の性質について、その人が自身で形成した性質かどうかには立ち入らず、単純にその人が自分の行為に責任があるとみなしているのである。

さて、態度の理解は「必然的な」所与であるとする P. ストロークソンの立場と、恣意的選択の問題だとするデネットの立場との対立は依然決着がついていないようだが、この対立に至ること自体が、「自由」概念を巡る問題に関する進展とは言えないように思われる。つまり P. ストロークソンは「自由」を所与の概念に訴えて基礎付け、デネットは恣意性の概念に訴えて基礎づける。だが、そこで見て取られる、言わばメタレベルでの「必然性」や「自由」とは何なのだろうか。確かにこうした様相概念を導入せずに、意志の自由を定義することは困難である。しかし、P. ストロークソンは自由意志の概念は必然的だと言い、他方デネットはその概念が偶然的だと言っていることにはならないか。これは、自由意志論に関する結論としては、私には奇妙に感じられるのである。

4-2 自由意志の頻度に関するプラグマティックな論点

自由意志の概念の頻度に関して、ヴァン・インヴァーゲン（van Inwagen）の議論がある。この議論は二段階の形を踏んでいる。それはまず、両立可能論には、（ β ）と呼ばれる様相推論規則の採用が必要であることを述べる（段階1）。次に三つの事例を挙げ、そこから（ β ）からどのケースも選択の余地のない行為であることが帰結することを示す（段階2）。そこから導かれる結論は、自由な行為として認められるのは、(a) ビュリダンのロバ、(b) 長期欲求と短期欲求のコンフリクト、(c) 共役不可能な価値の対立、の三つに限られるというものである（結論）。だが、これらはあらゆる決定を行う状況のうち、ごくわずかな部分を占めるにすぎない。こうしたときにしか自由意志が認められないとすれば、ほとんど自由意志などないことになる。そこでこの結論が容認し難いものであるという事実から、帰謬法的に「段階1」で言及した両立可能論の誤りを指摘するものである。

こうしたヴァン・インヴァーゲンの議論に対して、フィッシャー（Fisher）とラビッツァ（Ravizza）が批判を加えている。その矛先は「段階1」に向けられており、両立不可能論は必ずしも（ β ）の採用を含意しないと指摘するのである。ヴァン・インヴァーゲンの議論は、事例を「もし状況Cが成立すればXはAするだろう。そして誰もこの条件文の真偽については選択してこなかったし、現にしていないの

だ」という形で定式化して議論する。問題は、こうした一面的な動機 (one-sided motivation) がいかんにして行為の自由と関わるかにある。その一面的な動機は特定の行為の生起する確率を高めるかもしれないが、その行為とは別のことを行う<能力>を排除はしない。それゆえヴァン・インヴァーゲンの議論は誤りとするのである。

5 ホンデリックの決定論の帰結

最後に、決定論的自然像を採用したうえで、われわれの態度変更を促す「生の哲学」を提唱する、ホンデリック (Honderich) の議論を検討する。彼の言葉では、決定論に対してとりうる態度のうち、「頑強」でも「狼狽」でもなく、「肯定」をもって、それを受け入れるべきなのである。つまりこれは、感情を含めた自他への態度変更を伴いながら、決定論の受容を要請する、両立可能論と両立不可能論の対立を乗り越えた第三の立場である。

まず、決定論の受容後に取れる「頑強」と「狼狽」という二つの態度を確認しよう。それぞれフランクファートの二階の意志作用説と、チザムの行為者因果説とに関連している。「頑強」とは、人間の自由は随意性 (voluntariness) に過ぎないと考える態度であり、このとき決定論を受け入れたとしても、自由の考えは依然有効なものとみなされる。他方「狼狽」とは、人間の自由は随意性以上の創始 (origination) であることを必要とする態度であり、そこで決定論を受け入れることは、重大な侵害を受けることになる。

ホンデリックは、これらはいずれも不整合であると判断するが、ともに否定するわけではない。ともに自然な態度であり、避けるべくは、どちらか一方のみを認めるような両立可能論や両立不可能論なのである。一方の態度に固執することはあってはならず、とはいえさらにまた、相互に不整合な態度を同時に取ることも避ける必要がある。そこでホンデリックは、行為者因果説の放棄を、自身の第三の選択肢の必要条件とする。これが「肯定による回答」なのである。

したがってまた、決定論の諸帰結をめぐる問題は、真理の発見の問題とはならず、われわれの欲望や感情の扱い方に関わる決断の問題とされる。そして決定論の諸帰結をめぐる真の問題の解決は、われわれの感情を満足いく仕方で変化させうるかどうかに関わるのだとホンデリックは言う。彼は、人生の希望、対人的感情、道徳的感情、処罰制度、といった事柄に関して具体的に解決を提示している。いずれにしても、(1) 決定論の受容と、(2) 行為者因果説の拒否、すなわち、「第一の不動の動者」という自己像の拒否、という二点が窺える解決となっている。

人生の希望に関しては、未来の希望も、自らを「第一の不動の動者」として捉えないので、固定されていない未来、環境や自身の形成の産物ではないような未来に対する希望・欲望が容認される。他方、決定論は認めるが、未来は予言可能なものとされるわけではない。複数の可能性のうちから機会を選択する随意性の自由として、意志の自由がわれわれには認められるからである。

対人的感情に関して。われわれの生の根底にある対人的感情の根拠は、「われわれは他の仕方でも行為しえた」という信念である。この信念は、随意性もしくは行為の創始として解釈できる。前者の随意的行為として解釈すれば、消極的な欲望でなく、積極的に受け入れた欲望による行為となる。このとき「他の仕方でも成しえた」とは、人が自分の行為を知りつつ、内的・外的拘束もなく、正常に自然に行為したことになる。したがって決定論を採用することで、対人的感情のうち、行為の創始に関する信念に基づく感情 (e.g. 憤慨) は慎むべきだが、随意性に関わる信念に基づく感情 (e.g. 感謝) は保持しうる。

道徳的否認・否認の感情について。道徳的否認の感情には、攻撃的な報復的欲望（「当人は苦痛を蒙るべきだ」）が含まれる。この欲望は行為の創始の観念に依拠しており、断念される必要がある。しかし報復的欲望がなくとも、道徳的感情は存在しうる。道徳的感情は単なる反応的なものではなく、目的的なものでもあり、再発の防止・原状の回復の欲求に起因しているとも考えられる。一般的道徳原理（e.g. 功利性、平等など）と異なり、日常的道徳は、個々人の苦しみの回避・制限にその目的を置いている。決定論を採用することは、この目的を保持することとは独立である。また、道徳の目的が達成されるように他者の未来の欲望や行動に影響を与えようとすることは、対人的感情を除去することも、他人を非合理とみなすことも含意しない。それゆえ P. ストロークのように強い主張をする必要はないのであって、そもそも決定論は客観的態度を必然的に帰結するわけではないのである。

処罰制度について。法的処罰の正当化の原理に、功罪要求（「功罪に相応した賞罰が与えられる必要がある」）がある。この要求の根底には、訴求欲求という報復的欲望を含む憤慨の感情がある。犯罪者に罪相応の苦痛を与えたいという欲求は、道徳的な正しさへの欲求ではなく、犯罪者が苦痛を受けることそれ自体である。この訴求欲求は決定論と不整合な創始的行為の観念に依拠するため、放棄される必要がある。それゆえ処罰を正当化する理論は、「処罰の制度は平等の原理に適合するときに正当化されるとするもの（「公正理論」）に限って認められることになる。

以上のようなホンデリックの議論は、自然主義的な決定論を受け入れた後で、人間的生の本質にある態度や感情に改変を促すものである。

6 結語：意志の自由から行為の自己知の理論にむけて

分析哲学における理由による説明の可能性を考えるために、今回は自由意志論に焦点を当て研究を行った。だが、現状では本研究を血肉化できていないのが現状である。今後、分析哲学の単独行為論との研究を行うことで、理由による説明の理論（特にアンスコム *Intention* の議論を中心に）と、自由意志論との連携を図ることが課題となる。

---参考文献---

- ・宗像恵、「自由意志論」、藤本隆志・伊藤邦武 編、『分析哲学の現在』、社会思想社、1997 年 所収。
- ・テッド・ホンデリック、松田克進 訳、『あなたは自由ですか?』、法政大学出版会、1996 年。
- ・D.C.Dennett, *Elbow Room*, MIT Press, 1984.
- ・L.W.Ekstrom(ed.), *Agency and Responsibility*, Westview Press, 2000.
- ・T.O'Connor(ed.), *Agents, Causes, and Events*, OUP, 1995.
- ・G.Watson(ed.), *Free Will*, OUP.1982.